

福岡高裁人秘第1896号

(人ろ-09)

平成25年10月10日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

福岡高等裁判所長官 中山 隆夫

裁判官分限事件の終局裁判について

(裁判官の分限事件手続規則第8条に基づく報告).

申立裁判所 福岡地方裁判所

被申立人 福岡地方裁判所判事

兼福岡家庭裁判所判事

福岡簡易裁判所判事

高橋信慶

当庁平成25年(分)第1号分限事件について、下記のとおり終局裁判がありました。

記

裁判所 福岡高等裁判所

主文 「被申立人を戒告する。」

決定の日 平成25年10月8日

添付書類

決定書写し 1通

平成25年(分)第1号

決 定

福岡地方裁判所判事

兼福岡家庭裁判所判事

福岡簡易裁判所判事

被申立人 高橋信慶

上記被申立人に対し、福岡地方裁判所から裁判官分限法6条の規定による申立てがあったので、当裁判所は、被申立人に陳述の機会を与えた上、次のとおり決定する。

主 文

被申立人を戒告する。

理 由

被申立人は、平成23年10月17日から福岡地方裁判所判事の職にある者であるが、平成25年8月1日前零時ころ、福岡市中央区所在の飲食店において、女性司法修習生1名及び男性5名とともにボックス式テーブル席に座って飲酒をしながら歓談中、同女に対し、キスをしたい旨複数回発言し、さらに、右手で同女の左手を引っ張って引き寄せるなどした上、同女の意に反して、2回にわたり同女の頬にキスをしたものである。

上記事実は、(1)被申立人の履歴書、(2)福岡地方裁判所長作成の調査報告書により、これを認める。

被申立人の上記行為は、裁判所法49条の「品位を辱める行状」に該当する。よって、裁判官分限法2条の規定により被申立人を戒告することとし、主文のとおり決定する。

平成25年10月8日

福岡高等裁判所特別部

裁判長裁判官 古賀 寛

裁判官 一志 泰滋

裁判官 服部 喬

裁判官 高野 裕

裁判官 川口 政明